

競争参加停止措置の概要

有村工業株式会社

1. 競争参加停止措置業者名 : 有村工業 (株)

業者の住所 : 大阪府大阪市東淀川区小松 1 - 1 4 - 3 2

2. 競争参加停止措置期間 : 2025 年 8 月 18 日 ~ 2025 年 9 月 17 日
(1か月)

3. 事 実 概 要 :

有村工業株式会社の元社長は、架空の加工費を計上するなどして所得を隠し、法人税と消費税 1 億 5 0 0 0 万円余りを脱税したとして、令和 7 年 7 月 3 日、大阪地検特捜部に法人税法違反などの罪で在宅起訴されたとの報道がなされた。

4. 競争参加停止措置理由 :

有村工業株式会社の元社長が法人税法違反などの罪で在宅起訴されたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1 ~ 1 3 略 1 4 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 1 5 略	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内